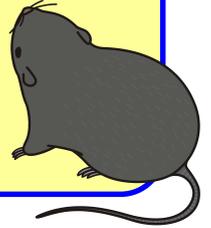


人の健康と環境にやさしい ねずみ・昆虫等対策について



ねずみや衛生害虫の防除（駆除）に使用する薬剤や、施設内を消毒する消毒薬は、使い方によっては人の健康や環境に悪影響を及ぼすことがあります。

ねずみや衛生害虫の防除（駆除）は、事前の生息調査で生息が確認された場合に実施しましょう。また、施設内の消毒は、その施設の状況に応じて実施しましょう。



◎ねずみ及び衛生害虫等の防除（駆除）について

ねずみ及び衛生害虫等の防除（駆除）は、事前の生息調査（点検）により生息が確認された場合に、確実にその目的が達成できるよう適切な頻度及び方法をもって実施してください。



◎消毒について

施設内の壁、床、建具、物品等の衛生管理は清掃が基本です。消毒は当該施設の状況に応じて効果が確実な方法により実施してください。

なお、一律広範囲にわたる施設内の消毒を目的とした消毒薬の噴霧、散布、薫蒸等は、作業員への危険性もあることから、これらの方法については漫然と実施しないようにしてください。

ご不明な点がございましたら、下記の保健所までご相談ください。

(参考)

ねずみ・衛生害虫等の防除(駆除)並びに消毒に関する関係法令等の抜粋

旅館・ホテル

○旅館業法施行条例

第3条 法第4条第2項の規定による衛生措置の基準は、次に定めるとおりとする。

- 2 旅館業の施設は、定期的に清掃し、かつ、随時消毒を実施すること。
- 3 ねずみ、昆虫等の発生及び侵入を防止し、並びに駆除を行うこと。

公衆浴場

○公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例

第4条 公衆浴場の衛生措置等の基準は、次に定めるとおりとする。

- 11 脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接利用する場所は、常に清潔を保ち、随時消毒及び昆虫の駆除を行うこと。

興行場

○興行場法施行条例

第4条 法第3条第2項の条例で定める興行場の換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準は、別表第2のとおりとする。

別表第2(第4条関係)

- 8 ねずみ、昆虫等の発生及び侵入を防止し、並びにこれらの駆除を行うこと。
- 9 場内は、随時消毒を行うこと。

理容所・美容所

○理容所及び美容所における衛生管理要領

第3 管理

1 施設、設備及び器具の管理

(6) 作業場内をねずみ及び昆虫が生息しない状態に保つこと。

第5 消毒

6 その他の消毒

(2) 理容所・美容所内の施設、毛髪箱、汚物箱等の設備については、適宜、消毒すること。

クリーニング所

○クリーニング所等に係る公衆衛生上の措置に関する条例

第1条 クリーニング業法第3条第3項第6号の条例で定める必要な措置は、次のとおりとする。

- 3 クリーニング所の設備及び洗濯物を運搬するための容器は、月1回以上消毒すること。
- 4 クリーニング所内のねずみ及び昆虫の駆除に努めること。